

## 台風、地震、水難等自然災害時の登下校の対応について

令和元年9月18日

足立区教育委員会

### 1. 足立区立小・中学校が全校休校となる場合

(1) 午前6時に東京都23区東部(足立区)において「特別警報(『大雨』『暴風』『大雪』『暴風雪』等)」が発令されている場合

(2) 午前6時に東京都23区東部(足立区)において「暴風警報」「暴風雪警報」が発令されている場合

※ 大雨警報や強風注意報などは休校にならない。ただし、登校については下記の「4. 学校長判断による対応となる場合」を参照に校長の判断とする。

### 2. 一部の学校のみが休校となる場合

(1) 学校の所在地に、足立区から「避難準備・高齢者等避難開始」以上が発令された場合(「避難勧告」「避難指示(緊急)」「災害発生情報」を含む)。

(2) 学校が避難所となった場合。

### 3. 保護者等への引き渡し対応となる場合

(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合。

(2) 学校の所在地に、足立区から「避難準備・高齢者等避難開始」以上が発令された場合(「避難勧告」「避難指示(緊急)」「災害発生情報」を含む)。

(3) 学校が避難所となった場合。

### 4. 学校長判断による対応となる場合

「1. 休校となる場合」・「2. 一部の学校のみが休校となる場合」を除いては、原則登校になるが、校長の判断で時刻を早めたり遅らせたりして、児童・生徒の安全確保に努める。その対応として、保護者判断で登校させない、登校を遅らせるなども校長判断に含まれる。

## 5. 自然災害時の登下校の対応について

### 台風（大雨、強風）

登校時	登校後及び下校時
○ 校長の判断で登校時刻を遅らせる場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。	○ 登校後、風雨の状況が悪化すると予測できる場合は、校長の判断で、下校時刻を早めるなどの対応をする。その場合の通常下校、集団下校または保護者等への引き渡しについても児童・生徒の安全を第一に、校長が判断する。 ○ 校長の判断で下校時刻を早めたり遅らせたりする場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。

### 地震

発生時	登校後及び下校時
○ 震度5弱以上の地震が発生した場合、学校管理下・管理外において、学校長は児童・生徒の被災状況一覧表に基づき、教育指導課へ状況を報告する。 (足立区防災関連計画・マニュアル集 足立区業務継続計画【地震編】より)	○ 震度5弱未満の場合でも、鉄道の運行状況や被災状況等により、学校長の判断で、引き渡し対応等で下校時刻が早めたり遅らせたりする場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。 (23教指企第397号(平成23年7月19日付)通知より)

### 降雪

登校時	登校後及び下校時
○ 校長の判断で登校を遅らせる場合は、教育指導課まで連絡する。	○ 校長の判断で、通常下校、集団下校または保護者等への引き渡し対応とする。 ○ 校長の判断で下校時刻を早めたり遅らせたりする場合は、決定次第、教育指導課へ連絡する。

◎ なお、台風・地震・降雪を含め、気象状況によっては、教育指導課より休校または保護者等への引き渡し対応をお願いすることもある。